

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令第2条第3号	特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって、東日本大震災により著しい被害を受けたものの証明	ものづくり推進課

- 1 審査基準は、東日本大震災復興緊急保証中小企業者認定要領第4に基づき、東日本大震災以前から継続して事業を行っている者で、最近3か月の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期と比較してマイナス10%以上であることとする。
- 2 標準処理期間は、2日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。